

SNKS-EDI Q&A一覧

下記に掲載されている内容で解決しない場合は、SNKS-EDI事務局(help_edi@snks.co.jp)までご連絡ください。

問い合わせによっては、具体的な内容や状況を把握する必要がございますので、出来るだけ「SNKS-EDI お問い合わせフォーム」をご利用頂けますようお願い致します。

共通事項: Google ChromeとMicrosoft Edgeでの二重ログイン、タブを2つ以上開いての操作はエラーとなります

重要ポイント: SNKS-EDIを利用する際は、1つのブラウザ-Google Chrome にてログインし、1つのタブで操作することを必須としてください。

No.	INDEX	キーワード	Q	A
1	利用手続き	手続きの流れについて	SNKS-EDI利用手続きの流れについて。	当社ホームページの『サービス情報』内の『電子購買システム(SNKS-EDI)』のサイトがございます。 こちらに掲載している『申請の流れ(フロー図)』をご確認ください。
2	利用手続き	CI-NET申込について	CI-NETへ加入する方法を教えてください。	CI-NET(一般財団法人建設業振興基金)のHPからお申込み下さい。
3	利用手続き	CI-NET申込について	CI-NETへ新規申込みする場合、電子証明書も併せて申請した方が良いですか。	電子証明書の申請もお願い致します。
4	利用手続き	CI-NET申込書について	CI-NET申込書の『EDI用E-mail』の欄は、どのように記入すれば良いですか。	『koubai@snk.co.jp』と記入してください。
5	利用手続き	CI-NET申込書について	CI-NET申込書の『利用サービス』の欄は、どのように記入すれば良いですか。	その他を選択し、カッコ内に『新日本空調』と記入してください。
6	利用手続き	既にCI-NETに加入している	CI-NET自体には登録しており企業識別コードは持っているのですが、電子証明書は登録しておりません。電子証明書のみとなりますが、新規に申し込みを行う必要がありますか。	電子証明書は新規に申請する必要があります。 申請先は、CI-NET(建設業振興基金)となります。
7	利用手続き	CI-NET以外の企業識別コードについて	CI-NET(一般財団法人建設業振興基金)以外の発番機関で標準(統一)企業コードを取得しておりますが使用可能ですか。	標準(統一)企業コードであれば問題ありません。 発番機関については、一般財団法人建設業振興基金のHPに掲載の『企業識別コード登録企業一覧』をご参照下さい。
8	利用手続き	SNKS-EDI利用申込について	CI-NETの加入と企業識別コードの確認はしましたが、電子証明書情報は提出せずに、そのまま『SNKS-EDI 利用申込書』に進んで良いですか。	電子証明書の取得が済んでいない場合は、取得をしてから申込をお願いします。 取得が完了しましたら『SNKS-EDI利用申込書』をEDI事務局宛にメール(help_edi@snks.co.jp)でご送信ください。 (申込書が必要な場合は同アドレスにご請求ください。)
9	利用手続き	SNKS-EDI利用申込について	CI-NETの加入手続きが終わりました。 ID/パスワード等々の書面が届きましたので申請をしたいのですが。	当社ホームページの『サービス情報』内の『電子購買システム(SNKS-EDI)』のサイトがございます。 こちらに掲載している『SNKS-EDI利用申込書』をダウンロードしEDI事務局宛にメールで申請をお願い致します。
10	利用手続き	SNKS-EDI利用申込書について	『SNKS-EDI 利用申込書』をEDI事務局宛にメールで提出する際、データ形式はPDFでよろしいですか。 その際、申込書には押印欄は見当たらないのですが、社印や担当者の押印は必要ですか。	『SNKS-EDI利用申込書』の送付は、ExcelデータまたはPDFデータのどちらでも構いません。 後に弊社より配信予定の『運用条件確認書』につきましては、Excelデータでの返信をお願いいたします。 また、データ送信の際に社印等の押印は不要です。
11	利用手続き	SNKS-EDI利用申込書について	利用申込書において、企業識別コードには枝番までの記入が必要ですか。	枝番を含めた12桁の番号を記入してください。
12	利用手続き	SNKS-EDI利用申込書について	取引先コードがわからないので教えてください。	取引先コードは当社との取引の際、会社登録票をご提出頂き取得した番号になります。 (アルファベットまで含んだ8桁です) 社内確認頂くか、ご不明な場合はEDI事務局までご確認ください。
13	利用手続き	SNKS-EDI利用申込書について	取引先コード=入金先ということですか。	ご提出済みの会社登録票に記載された口座が入金先となります。
14	利用手続き	事務手続担当者システム利用責任者	運用条件確認書の事務手続担当者及びシステム利用責任者とは、誰を指しますか。	事務手続担当者は、契約手続きを担当される方をご記入ください。 システム利用責任者は、SNKS-EDIを主に利用する方、または運用後の連絡・調整を担当される方を想定して設けております。 システム利用責任者の記載がない場合は、すべて『事務手続担当者』様にご連絡させて頂きます。
15	利用手続き	事務手続担当者システム利用責任者	運用条件確認書について、取引先コードがそれぞれある支店・営業所の事務手続担当者は、支店・営業所の担当とした方が良いですか。	取引先コードが異なる支店・営業所の事務手続担当者は、各支店・営業所に所属の担当者を記載してください。
16	利用手続き	事務手続担当者システム利用責任者	事務手続担当者、システム利用責任者の氏名変更がある場合、手続きはありますか。	「事務手続担当者」及び「システム利用責任者」のご変更は、当事務局から返信済の『運用条件確認書』(Excelデータ)を修正して、EDI事務局宛にメールで送信ください。 なお、EDIシステム上では、【設定】⇒【ユーザーメンテナンス】メニューより、ユーザの変更や追加が可能です。 『操作マニュアル(取引先編)6-5.ユーザーメンテナンス』を参照願います。
17	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(利用IDについて)	支店・営業所・部署ごとに利用ID(企業ID)を発行して頂くことは可能ですか。 不可の場合、部署ごとの取引先コード取得を検討しています。 手続きに必要な書類がありますか。	利用ID(企業ID)は、取引先コード毎に発行が可能です。 (一つの取引先コードで複数の利用ID(企業ID)発行は出来ません。) ただし、一つの利用ID(企業ID)で任意にユーザーIDの追加が可能です。 部署ごとに取引先コードを取得する場合は、「会社登録票」をご提出ください。 会社登録票は所定の用紙がありますので、当社の各支店または事業部もしくはEDI事務局までお問い合わせください。
18	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(SNKS-EDI利用申込書)	取引がある支店はそれぞれ『SNKS-EDI 利用申込書』を提出した方がよいですか。	『SNKS-EDI 利用申込書』は、会社で1通申請して頂ければ問題ありません。
19	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(データ交換協定書)	データ交換協定書は支店ごとの提出が必要ですか。	支店ごとの提出は不要です。 データ交換協定書により、貴本社との契約になります。
20	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コードと電子証明書)	CI-NETの加入の段階で企業識別コードと電子証明書の取得は、一社一通の登録でいいのですか。	企業識別コードと電子証明書の取得は、一社一通で問題ありません。
21	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(運用条件確認書)	運用条件確認書は支店・営業所ごとの提出と理解しておりますが、誤りがないでしょうか。	支店・営業所ごとの提出のご理解で間違いありません。
22	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コード)	CI-NETの企業識別コードを支店・営業所ごとに枝番で管理していますが、運用条件確認書に記入する企業識別コードは、支店・営業所ごとに異なる枝番として問題ないですか。	CI-NETの加入確認の為に記入をお願いしておりますので、問題ありません。
23	利用手続き	支店・営業所の手続きについて(企業識別コード)	企業識別コードは同じ会社内であれば支店や部署が違っても、同一のコードで問題ないですか。	企業識別コード(12桁)の構造は、上6桁が統一企業コード(1企業に対して1つに限定)、下6桁が部門コード(枝番、企業自身の自主管理)となっています。 支店や部署が違う場合でも、同一コード(12桁が同じ番号)でも問題ありません。
24	利用手続き	データ交換協定書について	データ交換協定書・運用マニュアルの日付はいつにすればよいですか。	貴社で記名・押印された日付を記入してください。
25	利用手続き	データ交換協定書について	データ交換協定書・運用マニュアルの締結者は、建設工事下請負基本契約書と同じ代表者ではありませんが、全社対応の責任者にて提出して良いですか。	協定書の締結者様が、全社的な権限をお持ちとのことですので問題ありません。

SNKS-EDI Q&A一覧

下記に掲載されている内容で解決しない場合は、SNKS-EDI事務局(help_edi@snks.co.jp)までご連絡ください。

問い合わせによっては、具体的な内容や状況を把握する必要がございますので、出来るだけ「SNKS-EDI お問い合わせフォーム」をご利用頂けますようお願い致します。

共通事項: Google ChromeとMicrosoft Edgeでの二重ログイン、タブを2つ以上開いての操作はエラーとなります

重要ポイント: SNKS-EDIを利用する際は、1つのブラウザGoogle Chromeにてログインし、1つのタブで操作することを必須としてください。

No.	INDEX	キーワード	Q	A
26	利用手続き	データ交換協定書について	データ交換協定書・運用マニュアルの最初に記入する会社名(乙)は、支店は記入不要ですか。 また、署名欄の住所は弊社の支店、代表者は所属長で問題ないですか。 社印の押印は、角印または実印で問題ないですか。	協定書は対会社の書面ですので支店名は不要です。 押印者も、支店長等ではなく代表者の方でお願いいたします。 協定書の押印は、会社の実印をお願いします。
27	利用手続き	データ交換協定書の条文について	データ交換協定書・運用マニュアルに記載のCI-NETに関する費用以外に、SNKS-EDIの利用料金は発生しないのですか。	インターネットの通信回線利用料を除き、利用料金は発生しません。
28	利用手続き	操作マニュアルについて	システム操作マニュアルを契約締結前にいただくことは可能ですか。	申し訳ございませんが、契約締結前にお渡しすることはできません。
29	利用手続き	会社登録情報が違う	本社の取引先コードで申込みさせて頂きたいのですが、本社が移転しており御社に登録している住所と相違があります。 必要な手続きはありますか。	EDIの登録内容は、提出頂いている「会社登録票」に基づいて初期表示されます。 住所等、現在の内容に変更があった場合は、「会社登録票」の変更届を提出して頂く必要があります。 当社の各支店または事業部もしくはEDI事務局までお問い合わせください。